平成29年　教育委員会第11回定例会　会議録

日　時　　平成29年６月27日（火）　　午後３時02分～午後３時48分
場　所　　教育委員会室

議事日程

第　１　議案

【指導課】

（１）『議案第21号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第　２　協議

【指導課】

（１）千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

第　３　報告

【指導課】

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（平成29年５月末時点）

第　４　その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（７月５日号）掲載事項

【指導課】

（１）プログラミング教育の概要

出席委員（４名）

教育委員長	中川　典子
教育委員長職務代理者	金丸　精孝
教育委員	古川　紀子
教育長	島崎　友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	大矢　栄一
教育担当部長	小川　賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田　昌一
副参事（特命担当）	大井　良彦
子ども支援課長	加藤　伸昭
子育て推進課長	土谷　吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井　玉江

子ども施設課長	小池　正敏
学務課長	柳　　晃一
指導課長	杉浦　伸一

欠席委員（０名）

欠席職員（０名）

書記（２名）

子ども総務係長	村松　紀彦
子ども総務係員	松村　秀一

中川委員長　開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから平成29年教育委員会第11回定例会を開会します。

本日、新井児童・家庭支援センター所長は、遅参いたします。

今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。

古川委員　承知しました。

◎日程第１　議案

指導課

（１）『議案第21号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中川委員長　日程第１、議案に入ります。

議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長　議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

このことにつきましては、前回の教育委員会でご協議いただきましたものでございます。改正点は、病気休暇の見直しと、子の看護休暇の見直しの２点でございます。

まず、改正の１点目、病気休暇の見直しは、病気休暇の加算方法を見直すものでございます。明らかに異なる負傷等に係る病気休暇について、現行は、それぞれ、90日を限度に承認しているところですが、改正後は全て合算して、90日を限度に承認することとするものでございます。

次に、改正の２点目の子の看護休暇の見直しですが、休暇の対象となる子の年齢を引き上げます。現行の９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を、12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子に引

き上げるものでございます。
なお、施行期日は平成29年７月１日でございます。
説明は以上でございます。ご議決、よろしくお願いいたします。

中川委員長　説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（な　し）

中川委員長　特にないようですので、議案第21号について採決します。
賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

中川委員長　全員賛成につき、議案第21号を決定することとします。

◎日程第２　協議

指導課

（１）千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

中川委員長　次に、第２、協議に入ります。
千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長　千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が成立いたしまして、平成29年４月１日から施行されました。これにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、区市町村教育委員会に、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。これに伴い、学校運営協議会を設置する学校を指定する場合の取り扱いが廃止され、平成29年５月26日に小中義務教育学校に学校運営協議会を設置する場合の取り扱いについての通知が出されました。これまでは、学校運営協議会が設置される学校は、指定を受けた特定の学校に限られておりましたが、指定制度の廃止により、全ての学校に学校運営協議会が設置できることになりました。
本区におきましては、既に本年度より、全ての小中学校に学校運営協議会を設置しております。しかしながら、規則・要綱は、平成28年度中に作成されたものでございますので、指定制度に関する記述がございますので、このたび法改正に当たって、千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則等も改正するものでございます。
内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきまして、まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の条ずれがありまして、第47条の５が６に変わっております。
また、今回、第２条でございますが、「協議会の設置校を指定することが

できる」というところが、今回の改正によりまして、「すべての小・中学校に学校運営協議会を置くことができる」という文言に変更となります。

さらに、その下の２項ですが、「指定の期間は２年とし、再指定することができる」という文言も削除することとなりました。

以降につきましては、内容等についての変更はございませんので、これまで「指定学校」とされていたものを、「対象学校」という文言に改めて変更をさせていただきました。

ご説明は以上です。ご協議、よろしくお願いいたします。

中川委員長　説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員　２点あります。１つは、私が持っているものが古かったからだと思いますが、47条の６になるということは、前に枝番の条文が１条入ったということですか。

指導課長　そのとおりです。共同学校事務室という項目が新たに加わっております。

金丸委員　２つ目は、第２条のところですけれども、「すべての小・中学校に学校運営協議会を置く」でとどめてもおかしくないようにも思うんですが、「ことができる」というふうにあえてしたのは、どういう趣旨なのでしょうか。

中川委員長　指導課長。

指導課長　本区におきましては、全ての小中学校にもう置いていますので、「置く」という文言にしていいと思うのですけれども、意味としては同じではございますが、九段中等については、まだ設置しておりません。この全ての学校という意味合いでいけば、まだすべての学校が設置しておりませんので、「できる」という文言にしたところでございます。意味としては同じだと思っています。

金丸委員　九段中等は、これを設置していないし、これからもすぐには設置する予定がないという、そういう趣旨なのでしょうか。

中川委員長　教育長。

教育長　２条で「置くことができる」というふうにしたのは、自治体によっては、一度学校運営協議会を置いても、さまざまな事情で十分機能しないことから、過去、指定を返上している自治体もあります。

今回、法律が改正になって、全ての学校に学校運営協議会の設置を目指すという努力義務が課せられましたけれども、さまざまな事情によって、一時的に返上したりするケースもあります。それも想定して、この規則上の文言は、「置くことができる」というふうにしてありますけれども、実質的には千代田区は、既に小中学校全てに置いていますし、今後、よほどのことがなければ、それを返上することも考えられないので、「置く」という文言でも支障はないというふうに理解します。過去のいろんな自治体の経緯等を踏まえて、少し幅を持たせておいたほうがいいのではということで、今回こういう、少し持って回った表現にさせていただいたものです。

中川委員長　金丸委員。

金丸委員　よろしいでしょうか。「できる」というのと「置く」というのでは、状況として違うことが起こります。「置く」となっていれば、もう全ての学校に置くから、それぞれの学校が協議会を立ち上げることができるのですけども、「置くことができる」というふうになれば、置く、置かないかを教育委員会が主導的にやらなければいけないので、前の指定制度と同じように、置くという指定というか、それをやらないといけないという問題が起こり得るなという気がするものですから、その辺は、例えば置いたものをやっぱり返上といったことがあったときには、返上を許可するという形で、置かないという措置をとるということになるのか、その辺の事務的な段取りはどうなるのだろうかという疑問も、裏側にあるのですが。

指導課長　この新しくできた法律の義務の中に、法律の施行後５年をめどとして、それぞれの運営協議会の見直しや活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会のあり方についての再検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするという項目も新たにつけ加わっております。そうした部分で、これを充実させるために、さまざまな状況の中で、一旦協議会のほうを外すといいましょうか、一度解いて、また新たな策なども、この文面から感じとれるところもございますので、さまざまな状況の中で、固定をしてしまうのではなくて、全ての学校にそういったものを置く試行段階という見方もできますので、今回の場合は「できる」でよろしいのではないかと考えております。

金丸委員　私の疑問は、「できる」とした場合には、この２項もやっぱり必要で、２年間という年数の指定は入れないにしても、「指定することができる」というような形で、できるから指定という行為につながらないと、何か事務手続としてはおかしいのかなという感じがちょっとするものですから、それで質問しております。

中川委員長　教育長。

教育長　学校からの申請に基づいて教育委員会が指定するという、指定という仕組み自体が、今回の法改正でなくなってしまったので、今後は、学校からの届出によって、教育委員会がその学校の学校運営協議会を設置するというような手続になるのだろうと思います。そうなったときに、「置く」という表現がいいのか、「置くことができる」という表現がいいのか、どちらの形がいいのかは、きょう金丸委員からご意見をいただきましたので、事務局のほうで引き受けさせていただいて、役所の法規担当等とも相談しながら、適切な文言にしていきたいというふうに思います。

中川委員長　はい、わかりました。

よろしいですか。

金丸委員　はい。

中川委員長　それでは、この件につきましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。

金 丸 委 員　あと、もう一つ。組織のほうで、やっぱりここのところは変わっていなくて、教育委員会が任命する委員で構成されるわけですよね。仮にこれも学校のほうからこの人と、言ってみれば推薦が来て、それについて教育委員会がその人を指名するという形をとっているのでしょうけど、教育委員会が指名しなかった場合には、それはそういうことを予想されているのでしょうか。

中川委員長　指名しないということは、拒否するという意味ですか。

金 丸 委 員　はい。

中川委員長　いかがでしょうか。

指導課長。

指 導 課 長　これまでも、指名してきた方々をすぐに承認するということではなくて、事前に候補を挙げていただいて、こちらからも学識者等の紹介などもしながら、事前に調整といいましょうか、そういったことをした上で挙げていただいておりますので、基本的には推薦いただいた方を承認するという流れで対応しております。

中川委員長　金丸委員。

金 丸 委 員　基本的にそのことは悪いと思っていませんし、それが普通のやり方として一般的だと思うのですけれども、協議会をつくる趣旨からすれば、教育委員会が、この人はだめよということ自身が、やっぱりちょっと違和感があるのかなと。やはりそれぞれの地域から適切だと思う人が上がってきて、教育委員会がそれはだめだよというふうにやるということ自身が、協議会の基本的な理念とぶつかるのではないかという心配を実はしています。

実際にやっていったときには、そんな大きな問題は起きませんという、杉浦課長のおっしゃっていることも十分わかりながら、理念として、仮に何が何でもこの人たちでやってもらいたいというふうに校長が頑張ったときにどうなんだということを、すみません、法律家なので余分なことを考えてしまうものですから、どうなんだろうかというふうに思った次第です。

中川委員長　指導課長。

指 導 課 長　文面化はされておりませんけれども、基本的に学校長の責任において、事前に情報提供など、教育委員会はさせていただきますが、学校長が推薦した委員については、基本的に承認をしていく方向で進めたいと思っています。

中川委員長　そこははっきりしておかないと、今の段階ではそういうことになっていても、これが運営していく上で、将来そういうふうに、だめだというふうに言う場面が出てこないとは限らないですね。

金丸委員。

金 丸 委 員　もし仮に、本当にそういう考え方でいいとすれば、実はこの指定に関しては、学校長の推薦については、特段の需要のない限り、これを指名するみたいなことが入ったほうが、条文の構成としてわかりやすい。ただ、問題は、そこまで書いてしまって、実際の運用でうまくいくのかという問題も考えなければいけない問題だとは思いますね。

中川委員長　指導課長。

指導課長	今いただいたご意見を参考にさせていただいて、もう一度検討させていただきます。
中川委員長	はい。では、よろしくお願いいたします。 そうすると、これをある程度修正した段階で、それを次回改めて検討して、そこで協議が終わるということになりますか。
教育長	こちらで持ち帰らせていただいた案を、次回再度協議という形で出させていただいて確認し、次々回に議決という形に持っていきたいと思います。 施行期日が、特に今の時点で急を要するものではありませんので、条文についてはきちんと精査した上で決定をさせていただきたいと思います。
中川委員長	そのほうがよろしいですね。次々回。 はい。では、そういうことにさせていただきます。

◎日程第３　報告

指導課

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（平成29年５月末時点）

中川委員長	次に、日程第３、報告に入ります。 いじめ、不登校、適応指導教室の状況について、指導課長より報告をお願いいたします。
指導課長	いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成29年５月末）から報告をさせていただきます。 まず、いじめについての報告でございます。 今年度、いじめ基本方針を改定いたしまして、いじめのない状態が少なくとも３カ月以上経過した後、本人及び保護者に確認し、解消と判断することになっておりますので、新たに「解消（継続支援中）」の欄を設けました。解消は、いじめの実態がなくなって少なくとも３カ月経過して、本人及び保護者に確認がとれているという状態です。継続支援中というものに関しましては、いじめの実態はなくなっていますが、見守り中の事案ということでございます。 今月につきましては、小学校で５件、中学校で２件、いずれも昨年度からの継続見守り案件となっており、新たないじめの報告はございません。よって、これは去年からの継続のもので、今いじめが起こっているというものはなくて、今見守り状態中で、３カ月が経過するまで、まだ解決ということにはなりませんので、この「（継続支援中）」というところに入れさせていただきました。 続きまして、不登校についての報告でございます。 今月から、不登校児童生徒の報告が新たに挙がってきております。小学校で４件、中学・中等前期で11件、中等後期で１件の合計16件でございます。この中の16件中12件は、昨年度も不登校であった児童生徒が、30日を超えたので、数字としてあらわれてきております。中学校の２件は長期の欠席生

徒、及び小学校２件は新規の報告となっております。
　最後に、適応指導教室の利用者数の件でございます。
　今月の通室は、中学校５名で、４名が前年度からの継続、１名は昨年度まで体験通級をしておりましたが、今回から正式通級となったものでございます。いずれも新中学３年生でございます。
　報告は以上です。

中川委員長　はい。この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
　金丸委員。

金丸委員　いじめ報告数がわかりやすくなってきて、非常にありがたいと思っているのですが、ただちょっと、感覚的に違和感があるのは、「解消に向け取組中」と書いてあるのは、まだいじめがあるけれども、順次よくなっていっているという趣旨にこれは読めるのですが、先ほどの杉浦課長のご報告だと、そうではなさそうな感じがするものですから、「解消（継続支援中）」というのとどういうふうに違うのかを、もう少し詳しく教えていただけませんでしょうか。

指導課長　説明が不適切で申しわけございませんでした。「（継続支援中）」というのは、いじめの実態はなくなっているけれども見守り中の３カ月間というところであります。右側の「解消に向け取組中」というのは、まだいじめが少し残っていて、完全になくなるまで、今、学校が指導を行っているという数値でございます。

金丸委員　要するに、学校が把握して指導を今やっていますよという、そういう趣旨ですね。

指導課長　はい。そのとおりでございます。

中川委員長　ほかはいかがでしょうか。

（な　し）

中川委員長　それでは、ほかはないようですので、次に移りたいと思います。

◎日程第４　その他

子ども総務課

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（７月５日号）掲載事項

指導課

（１）プログラミング教育の概要

中川委員長　日程第４、その他に入ります。
　子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長　それでは、教育委員会の行事予定表につきまして、お手元のこちらの予定につきましては、６月27日から７月29日までの行事予定につきまして、こちらのほうに記載してございます。

教育委員長におかれましては、７月14日に青少年問題協議会が開催予定でございますので、こちらのほうにご出席のご予定をいただくところでございます。

こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。

中川委員長　はい。これに関しまして、何かありますか。

（な　し）

中川委員長　どうぞ。

子ども総務課長　それでは、続きまして、広報千代田（７月５日号）の掲載事項一覧につきましてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、児童・家庭支援センター、各児童館における行事の予定等を広報千代田において掲載するものでございます。

その他、文化振興課、生涯学習・スポーツ課の各種事業等についても、あわせてこちらの内容を掲載する予定でございます。

こちら、ご説明は以上でございます。

中川委員長　こちらに関しまして、何かご意見、ご質問等がありましたら。

中川委員長　児童・家庭支援センターで、私たち教育委員に、これを見てほしいというようなことは何かありますか。いろいろ事業をやっていらっしゃいますが。

児童・家庭支援センター所長　ありがとうございます。７月１日に行われる、子育てまつりは、乳幼児のおまつりということになっており、千代田区中の乳幼児が集まりますので、その辺は見ていただけたら大変うれしいです。

中川委員長　７月１日ですか。

児童・家庭支援センター所長　はい。７月１日土曜日です。

あとは、やっぱり夏休みなので、各児童館、子どもが楽しく過ごせるようにということで、いろいろな行事を組んでおります。お近くにお寄りでしたら、寄っていただければ大変うれしく思います。

中川委員長　この７月１日は、結構いろんなところから来るのですか、地域的に。

児童・家庭支援センター所長　各児童館に遊びに来ております乳幼児さんたちを集めまして、100組以上は来る予定ですが、それと、乳幼児に人気のケロポンズという劇といいますか、みんなで一緒に遊ぼうという趣旨の楽しい催し、あとは相談コーナーですとか、各児童館がブースを出して、楽しく１日過ごすのと、友達づくりということで開催いたします。

中川委員長　はい。ありがとうございました。

では、こちらのほうで、後からいただいた掲載予定のほうでは、夏休みの行事や何かでもたくさんありますので、そちらのほうでも何かありますか。

児童・家庭支援センター所長　あえて、一つ言わせていただければ、この西神田児童センターの７月22日の異世代ふれあい交流会という行事も、地域の乳幼児から大人までのいろいろな団体、各地域で活動していらっしゃる方たちが、歌や踊り、また、子どもたちの日ごろ練習しているダンスなどを披露いたしますので、そちらのほうも見ていただければと思います。

中川委員長　わかりました。

ほかはよろしいですか。

（な　し）

中川委員長　では、次に移りたいと思いますが。

次に、指導課長より報告をお願いいたします。プログラミング教育の概要ということで。

指 導 課 長　プログラミング教育の概要についてご説明申し上げます。

前回の教育委員会で、教員の夏季研修の開催についてご説明申し上げました。そこでは、外国語教育とプログラミング教育を、夏季集中で先生方に２年を目途に実習する中で、平成32年度から次期学習指導要領で小学校に取り入れられるプログラミング教育とはどのようなものかというご質問でしたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、具体的に、プログラミング教育の目的というものは、情報活用能力の育成でございます。狙いにつきましては、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させるという内容でございます。

さらに、文科省では、プログラミング教育とはということで、文言がございます。子どもたちに、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて、普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育成するものとされております。

また、プログラミング思考というものは一体どんなものかといいますと、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを理論的に考えていく力と定義されております。

具体的にどのように教えて、授業にどう組み込むかといった細部につきましては、現在これから議論が進められていくという状況でございます。

ただし、要点がございまして、まず、プログラミング教育というものは、情報活用能力を育成するためのものであり、操作やプログラム言語を覚えるという最終目的ではないということです。それから、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させるということです。それから、新しい教科、科目は設けないということです。となりますと、国語、算数、理科、総合的な学習などで、各教科等の中でその特性に応じてそれを盛り込んでいくという内容でございます。また、どの単元で実施するかは、学校や教員の裁量、つまり学校が決めていい、教員が決めていいという仕組みになっております。

さらに、具体的に、今、先進的に試行が行われている学校の取り組み例としましては、総合的な学習の時間では、自分の暮らしとプログラミングとの関係を考えて、そのよさに気づく学び。理科などでは、電気製品にはプログ

ラムが活用され、条件に応じて動作していることに気づく学び。算数では、図の作成において、プログラミング的思考と、数学的な思考の関係やよさに気づく学び。音楽などでいきますと、創作用のＩＣＴツールを活用しながら、音の長さや高さの組み合わせなど、試行錯誤し、音楽をつくる学び。図画工作などでは、表現しているものを、プログラミングを通じて動かすことにより、新たな発想や構想を生み出す学び。特別活動などでは、クラブ活動などで実施するというような例でございます。

この実施のためには、さらなるＩＣＴ環境の整備が必要ですし、教材の開発や指導事例集の整備、教員研修等のあり方などが、今、国でも対応が求められているところでございます。

よって、今後、この流れを受けまして、中学校では技術家庭科の中でプログラミング学習という項目がございますが、これまでは10時間履修することだったのですが、これが倍増の20時間履修することになります。高校でも、情報という教科がありますが、これは今、選択でございます。だから、高校生になっても、この情報をとらない生徒がいたのですが、次期からは必修となり、情報Ｉという必修科目として今後取り入れられていく一連の流れの中で、小学校からプログラミング教育の基礎を学ぶということでございます。

よって、この夏にプログラミング学習を本区でも行いますが、このような状況でございますので、この移行期間中に、それぞれ、著名な講師を招へいしたり、教材集、資料集などを取り込んだりしながら、その概念の理解や学校での取り入れ方などを先生方にも指導しようと計画で進めております。

報告は以上です。

中川委員長　何かご質問はありますか。

金丸委員　ということは、「プログラミング」という言葉を使っていますけども、プログラミングをやるわけではないのですね。

指導課長　それが目的ではございません。手段として、場合によってはそういったコンピューターを使ったプログラミング言語を学ぶこともあるとは思うのですが、今ある教科や領域の中で、総合的に教師が意識しながら取り入れて体験させるということが重要であって、プログラミング的思考を最終的に養うことが目的とされておりますので、プログラミングの教科があって、そこに子どもたちの評価がつくというものではございません。

中川委員長　夏休みにそういう講習をなさるわけですから、そういうテキストというのか、先生向けのこういうことをしますというものができると思うのですが、できれば教育委員のほうにも見せていただければと思いますので、よろしくお願いします。

指導課長　小学校の英語科の研修も含めまして、教育委員の皆様方には、随時ご報告や内容についてご説明させていただきたいと思っております。

中川委員長　教材を一部いただければというふうに思っております。

指導課長　はい、わかりました。

中川委員長　ほかはいかがでしょうか。

指 導 課 長	ご報告が１点あります。とてもうれしい報告といいますか、若い音楽家のための第10回チャイコフスキー国際コンクールのバイオリンの部門の本選が、今月24日にカザフスタンの首都アスタナで開かれ、千代田区立九段中等教育学校３年生の河井勇人さん、14歳が第１位となりました。 情報によりますと、このコンクールは、17歳以下を対象にした国際的な演奏家への登竜門として非常に有名なもので、21日にはチェロの部門で、やはりこれも日本人が第１位を得たばかりで、今回、日本人２人が優勝するという快挙になったという新聞報道がございました。 なお、河井さんは、番町小学校時代の2013年に行われた第67回全日本学生音楽コンクールバイオリン部門、小学校の部の全国大会でも第１位になっています。区立小学校卒業で九段中等に入学した河井さんが今、バイオリンの演奏で世界的に頑張っているという報告をさせていただきました。 報告は以上です。
中川委員長	若い方が結構活躍してますね。将棋もそうですし。
金 丸 委 員	１位がない場合も多いですもんね。１位を設けないっていうのがある中で、本当に１位になるというのはすごいことですよね。
中川委員長	ありがとうございました。 ほかはいかがでしょうか。ほかの課長さんから何か、よろしいですか。 （な　し）
中川委員長	では、教育委員のほうは、よろしいですか。 （な　し）
中川委員長	それでは、本日の議題は全て終了しましたので、これで教育委員会を終了といたします。ありがとうございました。